

Kiyo Card会員特約

第1条 カードの名称

本カードは、株式会社紀陽銀行（以下「当行」と称します。）と株式会社紀陽カード（以下「当社」と称します。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」と称します。）の三社が提携して発行するクレジットカード（以下「本カード」と称します。）でカードの名称は「Kiyo Card」とします。

第2条 入会方法

- 1.申込者は、本特約ならびに当社およびJCB(以下「両社」と称します。)が別途定める会員規約を承認のうえ、両社に入会を申し込むものとします。
- 2.本カードの会員（以下「会員」と称します。）は当行および両社が本人会員または家族会員として入会を認めたものとします。
- 3.カードの所有権は当社にあり、当社が会員に対し本カードを貸与します。

第3条 会員向けサービス・情報の提供と利用

- 1.当行は、以下のとおり、会員向けサービスの提供や、当行の営業に関する案内等を行います。
 - (1)当行が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。
 - (2)会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービスの利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
 - (3)会員は、当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。
 - (4)会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。
- 2.当社は、会員のカード利用実績を反映したサービスを行います。
- 3.両社は、会員規約所定の業務を行うほか、会員に対し、所定の方法でサービスの提供を行います。

第4条 会員個人情報の利用の同意および開示・訂正・削除

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」と称します。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
 - (1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」と称します。）を収集、利用すること。
 - ①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項
 - ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - ③本カードの利用内容（第6条において共有する情報）
 - (2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する当行窓口につながるものとします。）
 - (3)当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
- 2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する当行窓口につながるものとします。）万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 届出事項の共有

会員が、当行または両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当行または両社のいずれかに対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行および両社間で共有することに、会員は予め同意するものとします。また、当行に預金口座をお持ちの会員が、本カードの利用代金支払口座を当行以外の金融機関の口座に変更した場合、当該会員は、当該変更の事実について当行および両社間で共有することに予め同意するものとします。

第6条 利用内容の共有

- 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社と当行において共有することに予め同意するものとします。
- 2.当行に預金口座をお持ちの会員は、両社が会員に対して会員の当行の取引内容に応じた両社商品の優遇サービス等、両社のサービスを提供する必要がある場合において、両社の優遇サービス用に対応させた会員の当行の取引内容をポイント化した情報を、当行と両社において共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の当社窓口、方法で行うものとします。

第7条 会員資格の喪失についての特別

- 1.会員は、両社が定める会員規約による会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
- 2.会員が当行より特典またはサービスの提供を受けるにあたり、不正な行為を行うなど、当行が会員として不適格と認めた場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。
- 3.前項に基づき会員が本特約による会員資格を喪失し、当社からカードの返還請求があった場合は、会員はすみやかに本カードを返却するものとします。
- 4.前1、2項の場合、会員が両社の発行する他のクレジットカードの保有を希望し、両社が適当と認めた場合は、両社は新しいクレジットカードを発行します。なお、両社から新しいカードが発行される場合、その発行までクレジットカードを利用することはできません。

第8条 本特約の改定など

- 1.本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。
- 2.本特約に定めのない事項については、両社会員規約が適用されるものとします。

＜ご相談窓口＞

当行に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

名 称：株式会社紀陽銀行 お客様相談室
住 所：〒640-8656 和歌山市本町1丁目35番地
電話番号：073-423-9111

(TK162101・20120725)